【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:愛媛電機有限会社
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 弓削 三郎
 - (3) 所 在 地:愛媛県西予市野村町野村9号14番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(9件)

(平成30年5月29日認定)

認 1811000453、認 1811000454、認 1811000455、認 1811000500、認 1811000501、認 1811000502

(令和元年6月21日認定)

認 1911001037、認 1911001038、認 1911001039

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号、第3号及び第7号の規定に基づき、令和2年2月 21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせておらず、その結果、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号、第3号(同法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消し事由に該当するため。